

糸魚川市認知症予防補聴器購入費助成実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、聴力の低下により日常生活に支障を来している中高年者に対し、コミュニケーション能力を維持し、社会参加の促進を図ることを目的に装用する補聴器の購入に要する費用（以下「補聴器購入費」という。）の一部を市が予算の範囲内で助成することに関し、糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 補聴器購入費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付の対象とならない中等度難聴者であって、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有する者で、第4条に規定する申請の時点において、50歳以上74歳以下の者
- (2) 両側耳の聴力レベルが40デシベル以上の者。ただし、医師が本事業の趣旨を踏まえた上で補聴器の装用を必要と認めた場合は、この限りでない。
- (3) 補聴器の装用により、コミュニケーション能力の維持及び向上について一定の効果が期待できると医師が判断する者
- (4) 市税を滞納していない者
- (5) 暴力団（糸魚川市暴力団排除条例（平成24年糸魚川市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではない者
- (6) 過去にこの要綱による助成を受けていない者

(助成額等)

第3条 助成額は、補聴器購入費の2分の1以内の額とし、2万円を限度とする。

- 2 前項の助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補聴器購入費には、修理、部品交換及び調整に係る費用並びに補聴器の附属品

の単体での購入費その他補聴器の購入に直接関係しない経費は含まないものとする。

(助成の申請)

第4条 補聴器購入費の助成を申請する者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に、認知症予防補聴器購入費助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定により都道府県知事が定める医師が作成した認知症予防補聴器購入費助成医師意見書（様式第2号）
- (2) 前号の意見書に基づき補聴器販売事業者（以下「事業者」という。）が作成した補聴器購入費の見積書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成等の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、助成の可否を決定する。

- 2 市長は前項の規定により、助成することを決定したときは認知症予防補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号。以下「助成決定通知書」という。）に、助成しないことを決定したときは認知症予防補聴器購入費助成却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び助成の方法)

第6条 前条第2項の規定により、助成決定通知を受けた申請者は、次に掲げる書類を第4条第2号の見積書を作成した事業者に提出し、補聴器を購入するものとする。

- (1) 助成決定通知書
- (2) 認知症予防補聴器購入費助成実績報告及び請求書兼委任状（様式第5号。以下「助成請求書」という。）

- 2 申請者は、助成金の請求及び受領の権限を助成請求書により事業者に委任するものとし、補聴器購入費から助成決定額を差し引いた額を購入時に支払うものとする。

3 事業者は、補聴器の販売から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、助成請求書に申請者に発行した補聴器の明細、販売した日付及び価格が分かる領収書等の写しを添付して、市長に提出する。

4 市長は、助成請求書の内容が適正である場合は、事業者へ助成金を交付する。
(決定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定を取り消し、既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第2条の要件を満たさないと認められたとき。
- (2) 虚偽又は不正の行為により補聴器購入費の助成を受けたとき。
- (3) 本事業の目的に反した補聴器の使用、譲渡若しくは貸与をしたとき又は担保に供したとき。
- (4) その他助成が不相当と市長が認めたとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。